

# 山梨県公報

号外第二十号

平成二十二年

三月三十日

火 曜 日

## 目 次

### 規 則

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	一
山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則	一
山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則	一
山梨県公報発行規則の一部を改正する規則	二
山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	三
政治倫理の確立のための山梨県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三
山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則	五
山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則	五
山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	五

## 規 則

### 山梨県規則第十二号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県知事の職務を代理する者を定める規則及び山梨県県民生活センター設置条例施行規則の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「企画部長」を「企画県民部長」に改める。

一 山梨県知事の職務を代理する者を定める規則(昭和四十二年山梨県規則第三十八

号)第二条

二 山梨県県民生活センター設置条例施行規則(昭和五十五年山梨県規則第十七号)

第七条

(山梨県消費生活条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県消費生活条例施行規則(昭和五十年山梨県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「企画部」を「企画県民部」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第十三号

山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県立大学学則及び山梨県立大学大学院学則の廃止)

第一条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 山梨県立大学学則(平成十七年山梨県規則第二十一号)

二 山梨県立大学大学院学則(平成十七年山梨県規則第二十二号)

(山梨県事務委任規則の一部改正)

第二条 山梨県事務委任規則(昭和四十三年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第九条第三項の規定により設立の登記をすることによって公立大学法人山梨県立大学が成立する日から施行する。

### 山梨県規則第十四号

山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則

(公営企業の金融機関を指定する規則等の廃止)

**第一条** 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 公営企業の金融機関を指定する規則(昭和三十三年山梨県規則第六十三号)
- 二 山梨県病院事業財務規則(昭和四十四年山梨県規則第五十一号)
- 三 山梨県病院事業職員宿舍管理規則(昭和四十五年山梨県規則第九号)

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)  
**第二条** 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第二号とし、同項第七号中「、中央病院、北病院」を削り、同号を同項第三号とする。

第七条第一項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第九条第三項の規定により設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日から施行する。

(山梨県病院事業財務規則の廃止に伴う経過措置)

2 山梨県病院事業のこの規則の施行の前日の事業年度に係る収入日計表、支払日計表、収支金報告、受払報告、預金現在高証明及び決算は、なお従前の例による。この場合において、第一条の規定による廃止前の山梨県病院事業財務規則(次項において「旧規則」という。)第五十五条、第六十条、第六十一条、第六十二条及び第二百二十六条第二項中「企業出納員」とあるのは「医務課総括課長補佐」と、第二百二十五条第一項、第二百二十六条及び第二百二十七条中「室長等」とあるのは「医務課長」とする。

3 この規則の施行の前日までに旧規則の規定により発行された納入通知書は、この規則の施行の日以後においては、地方独立行政法人山梨県立病院機構が定める旧規則に相当する規程に基づき発行された請求書とみなす。

(山梨県病院事業職員宿舍管理規則の廃止に伴う経過措置)

4 この規則の施行の前日までに第一条の規定による廃止前の山梨県病院事業職員宿舍管理規則により発行された納入通知書は、この規則の施行の日以後においては、地方独立行政法人山梨県立病院機構が定める第一条の規定による廃止前の山梨県病院事業職員宿舍管理規則に相当する規程に基づき発行された納入通知書とみなす。

(山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

の一部改正)

5 山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項から十の項までを一項ずつ繰り上げる。  
別表第三中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項を七の項とする。

**山梨県規則第十五号**

山梨県公報発行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県公報発行規則の一部を改正する規則

山梨県公報発行規則(昭和二十八年山梨県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「山梨県公報」を「山梨県公報」に、「昭和二十五年九月山梨県条例第五十二号。以下「条例」という。及び法令」を「昭和二十五年山梨県条例第五十二号」に、「外、左の各号に」を「ほか、次に」に改める。

第三条ただし書を次のように改める。

ただし、定期発行日が休日(山梨県の休日)を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)第一条第一項に規定する県の休日という。以下同じ。)若しくは一月四日若しくは五日に当たる場合又は登載する事項がない場合は、休刊するものとする。

第六条を次のように改める。

(知事以外の県の機関等が県公報登載事項を定めた場合の公布又は公表の手続)

**第六条** 知事以外の県の機関又は山梨県住宅供給公社、山梨県土地開発公社、山梨県道路公社、地方独立行政法人山梨県立病院機構若しくは公立大学法人山梨県立大学(以下この条及び第八条において「県の機関等」という。)が山梨県公告式条例その他の法令又は定款に基づき県公報に登載すべき事項を定めた場合は、当該県の機関等又は当該県の機関等を代表する者は、県公報登載事項送付書(第一号様式)に当該県公報に登載すべき事項の写し二通を添えて知事に送付しなければならない。

2 県の機関等が、県公報に登載すべき事項を第三条の規定による定期発行日以外の日に公布し、又は公表する必要がある場合は、その公布し、又は公表しようとする日の四日前(当該日から公布し、又は公表しようとする日までの間に休日がある場合は、当該休日を除く。)の午前十一時までに、私学文書課長の意見を聴かなければならない。ただし、選挙に係る事務であつて特に急務を要するものに関しては、この限りで



年 月 日

所得等報告書

山梨県知事

印

所得の区分		所得金額	基因となった事実	摘要
総合課税	事業所得	円		
	不動産所得			
	利子所得			
	配当所得			
	給与所得			
	雑所得			
	譲渡所得			
	一時所得			
分離課税	土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得			
	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
	株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得			
	上場株式等に係る配当所得			
商品先物取引に係る事業所得及び雑所得				
山林所得				

受贈財産の課税価格	円	摘要
-----------	---	----

注 基因となった事実の欄には、所得の区分に応じそれぞれの所得金額が100万円を超える場合において、その基因となった事実を記入する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十八号

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

山梨県立産業技術短期大学校管理規則（平成十年山梨県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び二項を加える。

（平成二十二年入学生に係る特例措置）

2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第二条第一項の規定の適用については、同項の表生産技術科の項中、「二十名」とあるのは、「二十一名」と、「四十名」とあるのは、「四十二名」と、同表電子技術科の項中、「三十名」とあるのは、「三十三名」と、「六十名」とあるのは、「六十三名」と、同表観光ビジネス科の項中、「二十名」とあるのは、「二十四名」と、「四十名」とあるのは、「四十四名」と、同表情報技術科の項中、「三十名」とあるのは、「三十五名」と、「六十名」とあるのは、「六十五名」とする。

3 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第二条第一項の規定の適用については、同項の表生産技術科の項中、「四十名」とあるのは、「四十二名」と、同表電子技術科の項中、「六十名」とあるのは、「六十三名」と、同表観光ビジネス科の項中、「四十名」とあるのは、「四十四名」と、同表情報技術科の項中、「六十名」とあるのは、「六十五名」とする。

別表第一中、「三、二 円」を、「三、三 円」に、「四、八 円」を、「四、九 円」に、「六、五 円」を、「六、六 円」に、「八、一 円」を、「八、三 円」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県規則第十九号

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

（山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

十四 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業

（山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正）

第二条 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第七号及び第八号中、「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」を「基幹農道整備事業」に改め、同条中第十六号を第十八号とし、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（知事が定める基準に該当する地区において行うものに限る。） 十八分の七

十七 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（前号に掲げるものを除く。） 二十分の九

第二条に次の一号を加える。

十三 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第八号を次のように改める。

八 削除

別表第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二 少額領収書等の写しの交付手数料

二十六の三 収支報告書等の写しの交付手数料

別表第四百号を次のように改める。

百四 保健所の試験の成績書又は証明書の交付手数料

別表第百六号中、「(集団検診又は集団検査に係るものを除く。)」を削る。

別表第百九号及び第百十号中、「衛生公害研究所」を「衛生環境研究所」に改める。

別表第百四十三号の二を削る。

別表中第百九十七号の十三を第百九十七号の十五とし、第百九十七号の五から第百九十七号の十二までを二号ずつ繰り下げ、第百九十七号の四の次に次の二号を加える。

二百九十七の五 汚染土壌処理業許可更新申請手数料

二百九十七の六 汚染土壌処理業変更許可申請手数料

#### 附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第八号の改正規定は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第九条第三項の規定により設立の登記をすることによって公立大学法人山梨県立大学が成立する日から施行する。